

航空法の一部を改正する法律案(閣法第八七号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、最近における航空輸送をめぐる経済社会情勢の変化に的確に対応するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、航空機内にある者は、安全阻害行為等をしてはならないこととともに、機長が行為者に対して中止命令をすることができるとし、命令に違反した者は五十万円以下の罰金に処することとする。

二、航空運送事業の許可の要件として、申請者の持株会社等の議決権の三分の一以上を外国人等が占めないこと等の事由を追加する。

三、有視界飛行方式で飛行する際の飛行計画の事前通報について、あらかじめ通報することが困難な場合には飛行を開始した後も、通報することができるとする。

四、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、二については、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、機長の中止命令の対象となる安全阻害行為等の例示として、「航空

機に乗り組んでその職務を行う者の職務の執行を妨げる行為」を加えるとともに、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の航空法第七十三条の四第五項の規定（安全阻害行為等に対する機長の中止命令規定）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の規定を追加する等の修正が行われた。